

回 覧

道路上に張り出している 樹木等の適切な管理について

道路に張り出している樹木の枝等は、道路を狭め、見通しを悪くするなど、車や歩行者の事故につながる恐れがあり大変危険です。

しかし、私有地から道路上に張り出している樹木等については、土地所有者に所有権があり、市で剪定・伐採ができません。（民法第 233 条）

このため建築限界を侵している樹木等については剪定・伐採をお願いします。（道路法第 30 条・道路構造令第 12 条）

建築限界とは：車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道上空「4.5m」歩道上空「2.5m」の範囲に通行障害となるものを設置してはならない規定



※注意 私有地から道路上に張り出している樹木等が原因で歩行者や車両が損傷した場合に土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。（民法第 717 条、道路法第 43 条）

問い合わせ先 茂原市 都市建設部 土木管理課（市役所7階）
電話 0475-20-1537 FAX0475-20-1605